

14.5

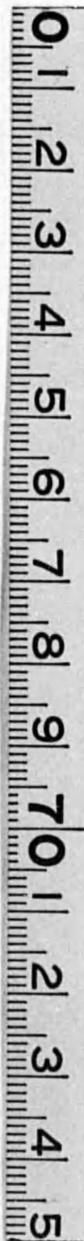
27

14. 5-27



1200501211679

大坂市社會部報告第五十三
サイモン氏の英國総罷業に
関する演説梗概



始



14

27

會部報告第五十三號

サイモン氏の英國總罷業に関する演説梗概

大阪市社會部調査課

145-27



はしがき

昨春英國に勃發した總罷業は有史未曾有の出來事であつた。本市木南助役は當時英京ロンドンにあつたこの事件を目撃せられた一人で、特に感慨の深いものがある。たまたま總罷業に關し英國國會議員 Sir John Simon 氏のなせる演説集を入手し、その大要を邦譯せられたるを幸ひ乞ふて茲に印刷することとした。

人も知る如くサイモン氏は當年五十五才、法曹界の權威であつて、ヨークシャー州スベインゲアレイ區の選出議員として下院に席を有し自由黨に屬してゐるのであるが、總罷業については彼獨特の判斷を下してゐる。即ち氏は一般に罷業本來の意義目的は何であるか、勞働組合の採りたる態度や總罷業は英國の憲法、法律、國情に從つて適法にして正當なるものであるか、總罷業は眞の罷業と稱し得べきかを批判してゐる。堂々たる論旨は雄辯と相俟つて保守黨のみならず、勞働黨にも多大の感動を與へたことは當時新聞紙の報道する處である。

我國の制度國情は勿論英國と相異し、氏の罷業に對する所論をそのまま我國にあてはめることは出來ないが、その所信により教へらるゝ點少からざるを見、一般の參考ともならばと思ひその大要を脂寫に代へて印刷した所以である。

昭和二年一月二十五日

大阪市社會部調査課



目次

一、一九二六年五月六日下院に於てなしたる演説 一

二、一九二六年五月十一日下院に於てなしたる演説 二

三、一九二六年五月二十日クレックヒートンに於てなしたる演説 三〇

四、罷業日記 五二



時間は大分遅くなりましたが目下の事態について世人がまだ充分了解して居ない所があると思ひますから其の点について議員諸君の御注意を喚起したいと存じます

私共は皆現在の危機の重大なことに氣を取られてそれに新しい一つの特徴があることをよく考慮して居ないやうに思はれます

私共は現在の事變を「セチラルストライキ」と呼んで居ますそうして我國の多くの人は此一般の罷業を勿論重大な範圍の廣い、先の案じられる事柄ではあるが矢張是迄澤山あつた「ストライキ」の一種に過ぎぬと考へて居ます

即ち「セチラルストライキ」といふ名稱を用ひますが爲めに此状態は規模こそ遙かに從來の「ストライキ」よりは大きいけれども性質は全く同様のものだと思つて居る人々があります

丁度最近の戦争が非常に重大で苦痛なものであつたが爲めに大戦争と呼ばれるのと同様であると思はれて居ります、併し私は諸君に申上げたい現在の騒動が濟んで議會が普通の職能に歸へつた曉には所謂「セチラルストライキ」なるものは決して「ストライキ」ではないといふことを充分考慮する必要があるあります



これは非常に違った別種のものです

私は非難をする積りでもなく賞讃をする積りでもない唯最も緊要な實際の事を指摘して居るだけです
本當の意味に於ける「ストライキ」は合法なものであります「ストライキ」の権利といふのは労働者
の団体が豫め協定をして仕事を廢めるといふことを相當の期間をおいて雇主に通告し其の期間が満
了した時に労働を停止する権利であります「ストライキ」の権利といふのは斯ういふものであります
若し斯ういふことであれば（實際上斯ういふ風になされたことが度々あります我國の歴史上屢々あり
ます）労働者も労働組合の指導者も決して法律に違反して居りません

「ストライキ」の権利は英國労働者の権利中の主要な部分であつて決して此権利を剝奪すべきものでな

いといふことは私が考へるのみならず今日大多數の人々の考へて居られる所であらうと思ひます

英國の諸制度の眞髓を理解する人々は決して「ストライキ」の権利を労働者の手から奪ふことはある
まいと確信致します

社會主義の國家となつたら別でありますがかさもない以上は労働者から「ストライキ」の権利を奪ふて
もよい社會状態は想像することが出来ません

私は一兩年前に議會で申上げた通りもし萬一社會主義の國家となることがあつたなら明かに「スト
ライキ」の権利といふものは不可能事となりませう、何となれば全然社會主義の國家で「ストライキ」

を要求することは即ち反抗を要求することになるからであります

現在の私共の社會、そうして今後も續くであらうと思はれます此社會では「ストライキ」の権利は
極めて貴重なるもので英國の制度を尊重する人々は誰れでも之を承認し之を保護しなければなりませ
ん

併し私が今諸君に指摘し、私の聲が外部にも達しますならば出来る限り廣き範圍の人々に指摘したい
と思ひますことは先週「メモリアルホール」でなされた決議否少くとも労働組合實行委員會が労働
者の結んで居る契約を無視してすべての労働者を罷業せしむる決議をなしたことは決して合法的行動
でないといふ事實であります

契約上罷業前に通告を發すべき義務のある労働者でありながら前述の決議の爲めに或はその自由意志
から或は不承無精に適當の通告なしに仕事を罷めた人々は皆法律に違反したことになります

丁度若し鑛山所有者が相當の豫告なしに現在の雇傭を廢めて突然五月一日に労働者を解雇したとすれ
ば法律違反になるのと同じことです

斯ういふ事實について法律を労働者に適用するときでも之を雇主に適用するときでも少しも其間に區
別はありません

前にも申した通り私は非難する意志も賞讃する意志も決してありませんが英國の労働階級が全く前例

のない極めて不法な手續に携はつて居ることを知らずに此行動を進めて居るのであつたらば甚だ嘆か
はしい次第といはねばなりません

「ゼネラルストライキ」の特徴は實に此点にあるのです。

個々別々の例は以前にもあつたか知れませんが今回の一つは一つの組織の一部であります

誰れも知つて居る通り重大な「ストライキ」は従來にも屢々ありましたが労働組合の指導者が雇傭契
約を無視して宣言した「ゼネラルストライキ」は全然別種のものであります

私は決して威嚇の言を弄するつもりではありませんが事を解かり易くする爲めに次の事實を申述べた
いと思ひます

鐵道従業員の例をとりませう、英國鐵道従業員の多數は當事者双方に豫告義務のある契約を結んで働
らいて居りますそういふ地位に在りながら今雇傭契約の條項を無視して罷業して居る鐵道員は皆個人
の資格に於て裁判所へ損害賠償事件の被告として訴へられても仕方がないのであります

も一つ大切なことを御話し致しませう、斯ういふ行動を勸告し之を鼓舞した労働組合の指導者は孰れ
もその私有財産の最後の一錢まで損害賠償の爲めに取られても仕方がありません

私は或る側の人々から喝采を受けたり又は他の側の人々から反對を受けたりする氣で斯ういふこと
を申すのではありません唯私が幾分でも説明の能力を持つて居ます限りは結果の如何を顧みず問題を

出來得るだけ平易に解説することに全力を盡す義務があると信ずるからであります

今私は決して將來斯くの如き訴訟が起るであらうと申すものではありません、そういふことは少しも聞
いて居りません、けれども現在私共の眼の前にある事態は適法の「ストライキ」とは性質が全く違つ
といふことを誠實なる公民諸君に最も明かに證明するが爲めに之を指摘したのであります

幾千人の端正な労働者や議會の内外に大なる權威と地位とを有する労働組合の指導者に對して是等の
訴訟を起し得るといふ事實は少くも從來の意味に於ける「ストライキ」と現在宣言されて居る「ゼネ
ラルストライキ」との間に如何程大きな隔りがあるかといふことを明かに示して居ります

此相違の意義と其の結果を説明する爲めに二つの例證を擧げませう

労働組合の規則中に若し労働組合員が組合實行委員の命令に従はざるときには其の利益を喪失するこ
いふ規定が存在するのは最も普通の事柄であります

私は自分の職業上労働組合の爲めに組合規則を研究したことが度々ありますからよく知つて居ます

今私は自己の経験と智識の及ぶ範囲内に於て責任を以て私個人の斷案を述べて見たいと思ひます

労働組合員が實行委員の命令に従せざるときは其の利益を喪失すといふ規定の意味は其の命令が適
法なものである場合に利益を喪失するといふに外ならぬのであります

若し人が不法な命令に對して服従を拒んだ爲めに利益を喪失するといふことでありましたらたまた

ものではありません
目下斯様な命令が下されてそれに服従するか其の利益を喪失するか二つに一つを選択せねばならぬと
狼狽のあまりに考へて居る人が澤山ありますから此点は遍く人々に知らせねばならぬと思ひます
英國の何處の裁判所でも斯様な規定を解釋して不正な不適法な命令に服従せぬ場合にも利益を喪失す
る意味であるといふ裁判所は決して無いといふことは充分衆人に知らせなければなりません
次に第二に移ります

人はよく労働争議條例のことを申します

あの條例が下院で討議されたときは丁度私が初めて議員になつた年であります

同條例は第三讀會に於て異議なく通過致しました

「バルファア」卿（其の頃はまだ卿ではありませんでしたが）は反對黨の首領でありまして一九〇六年
の議會議事録一六四卷に載せてある演説を其の時しましてその意見を述べ自己の黨員に對して彼の説
に従ふことを勧めました

彼の議論は保守黨が該議案の通過に反對すべき何等正當な理由がないといふことであつたのです
議會の保守黨員一人として之に反對した人はなかつた「サー フレデリック ハンベリ」氏さへも反對
をしませんでした

是は何を意味するでせうか

議會が労働争議條例を通過して、其の以前三十年間何人も皆當然と考へて居つた労働組合基金の不可
侵といふことを労働組合に對して認めた時には現在私共が直面して居るやうな事態は考慮の中になか
つたからであります

同條例は「バルファア」卿が反對すべからずといふ説の根據として列擧した理由に基づき満場一致を
以て下院を通過しました

其の時の「バルファア」卿の議論に依れば労働者には團結をなすの權利、同盟罷業をなすの權利があ
る之をなしたからこゝて決して他人に不當なことをしたり法律を破つたりして居るとはいへない、果し
て然りとせば、労働者がその利益と救助を目的として集積した基金は單に偶然的の且つ恐らく左程重要
でない過失の爲めに裁判所の任意處分に委さるべき性質のものではないといふことでありました

私は茲に之を述べますのは唯區別を明かにせんが爲めであります

私は今法律上の術語の意味を論ずるのではありません唯事物の内容を吟味して居るのでありますが一
九〇六年に議會が労働争議といふ語を用ひ又労働組合基金の不可侵を保障した其の當時考へて居まし
たものは適法の性質を有する「ストライキ」だけであつたといふことを敢て斷言するのであります
私は今時分まで諸君を御引き止めて置くことを御詫び致します

私が斯く長く述べます理由は私は労働組合の権利を保護し、保障し、發展せしむることに熱中して居る者であるからです

労働団体が其の団体権力の總べてを自由に公正に使用することは近代の産業が其の機能を發揮する上に缺くべからざるものであると私は確信して居ります

私は私の見解に少しなりとも注意を拂つて下さる方々に對して明言せざるを得ません、今回「ゼネラルストライキ」が宣言せられたことは労働組合の將來の立場から見ても悲しむべき失策であります

先づその第一の結果は何でせうか

「ゼネラルストライキ」は一撃にして英國の炭坑労働者に對する世間の同情を破砕しました、端正な炭坑労働者は恐ろしき困難に直面して居る爲め一般公民の各方面より同情を受け又之を受くる價值があつたのでありますが「ゼネラルストライキ」は是等労働者が當然受くべき同情の大部分を打毀はし去つたのであります

「ゼネラルストライキ」は又炭坑労働者の問題、哀訴、要求をすみつこに追ひすくめて仕舞いました、何となれば私共は國民全部に對する全く初めての且つ最も危険な襲撃に眼を注ぐことになつたからであります

労働団体の権利は私自身としては極力之を保護し防衛せんと欲するものでありますが、「ゼネラル

ストライキ」は實に此権利を危地に陥れました

此爭議を終結するの途は唯一つしか有りませんそうして此唯一の途によつて終局を告げる時節は早晩來ませうが其の時には一般の輿論は——憤慨した、腹を立てた、苦痛を味はうた輿論は必ず労働団体の合法の権利にも著しき打撃を加へ之を低下するの必要ありと叫ぶであります

左様なことになつたとき責任を負ふべき者は誰でせうか、別の人ではない、目下の「ゼネラルストライキ」は議會の考へて居つた普通の労働爭議とは全く別種のものであるといふことを英國の労働団体に對して是非とも告げ知らすべき義務を有する其の人々であります

私の尊敬すべき同輩なる「ダムバートン」バローズ「選出代議士」カークウッド氏は本日午後演説をされまして、多少散漫であつたかと思ひますが最も力強い且つ流暢な演説をされまして其の中に「シエクスピア」の戯曲の有名な句を引用せられました

私の下の席に居られる代議士の方は之を詩人「パインズ」からの引用だと思はれましたが是は引用語句の發音に訛りがあつた爲めに誤解されたのです

其の文句は沙翁の戯曲 Measure for Measure 中の「イサベラ」の言葉であります「小さい、短かい權力を帯びて威張つて居る人に」付ての語があります

「ダムバートン」の代議士はその引用された文句の直ぐ前にある語を記憶されるかどうか知りませんが

其の語は現在の事態に最も適合した言葉であります傾聴すべき警告を含むで居ります
「イサベラ」は所謂「天使を涕かしむる」やうな行ひを嘆く前に叫んで居ます

「嗚呼、巨人の力を持つことは結構であるが巨人の如く之を用ゐるのは暴虐である」と

私共すべて英國の労働者に對して本當の同情を持つ者が労働を管理して居る人々に對して心の底から
質問せねばならぬ點は次の如くであります

貴君方は貴君方が今團體の龐大な力を利用して行ひつゝあることは國民が貴君方に與へた力の亂用で
あつて注意しなければ恐ろしい反動が來るといふことに氣が付かないかといふ質問であります

此反動が來た場合に私共は労働團體の正當なる權利を擁護し保障し保全しなければならぬといふこと
は自由黨員たる者は皆、否公平な心を持つた人は皆決して忘れてはなりません

私は今朝「ブリチッシュユ　ガゼット」で「ローマ」からの電報を見ました、それに依りますと現今御存
じ通りの運命の下に生活して居る伊太利人は英國の此出來事に注目をして居まして此出來事を伊太利
人は古來の議會制度は近世の歴史的状態の遷り行くに共ふて最早や過去のものとなつた一の證據であ
ると考へて居ることのであります

私は此見解は誤謬だと考へます

少くとも英國に於ては議會制度は決して過去のものとなつて居ないといふことが明かになる時節が

來ると思ひます、何となれば此事件の落着をつけるものは實に我議會であるからであります
私は決して威嚇をなし或は非難をなす意志は毛頭ありません又過少の賃金を受けて居る労働者に對す
る同情の念を缺ぐわけでもありません唯私の如く自由黨に籍を有する者の責務であると思ひますから
申すのですが、今日労働者團體の指導者として權威を有する方々は我國労働者の最も神聖な所有物を
危地に陥れ労働者が法律上當然有すべき權利の保全を將來甚だ困難ならしめつゝあることを自覺せら
れ度いものであります

交渉は再び開始されねばなりません、何人も交渉の進展と成立を希望せぬものはありません
併し如何なる理由があり申譯がありません「ゼネラルストライキ」を呼び起した人々は幾十萬の
端正な労働者を失敗せざるを得ない運動に従事させ我國の労働階級の有益な平和的發達を一代代ほご
も退歩させる虞れのある運動に向はしめたといふ責任は免れることはできません

一九二六年五月六日(木曜日)下院でなした演説

二

私の尊敬すべき且つ博學なる「サウス　イースト　リーズ」選出議員「サー　エッチ　スレッサー」氏
は昨晩休會動議の際先週木曜日に私が本院でなした演説を批評して意見を述べられたことを私は本日

朝の「タイムズ」紙で見ました

私は同議員が立ち上がられるより二三分前に、本院に来て居ましたので、同議員が批評演説をされる積りであることを豫め知らせて下さらなかつたことは聊か残念に思ひますが決して之に對して不平は申しません

同議員は舊き私の同僚であり又友人でありまして私に謝罪の辭を述べられ手違ひであつたことを説明せられました

其のことに付いては最早何も申しません、唯豫告をしなければ損害賠償の訴訟を起されても仕方がないといふ私の演説を批判されるのであるから豫告なしに演説をせられたものと存じます

即ち豫告をしなくても損害賠償の訴訟を起されることの無い一例を示されたものと見えます

私自身としては此上不平は申しません、そんなことで本院の時間を徒費してはならぬからであります併し同議員の演説は私が議會に説明せんとした主要点を了解せられて居ないと考へざるを得ません此要点はよく了解するゝことが必要だと思ひます

甚だ残念なことには先晩私が演説を始めますと労働黨の議席には一種の「ゼネラルストライキ」が起つたやうな具合で、労働黨員は全部罷業をはじめ三四人残つて居らうとした人達も引張り出されて仕舞ました、彼等は「ピッケット」の爲めに平和的手段で議場を去るやうに説得されました

本日は幸にも労働黨の議員も出席されて居ますから私が諸君殊に甚だ失禮な申様であります但し議場の入口の議席に居られる諸君に御注意を求めんとする要点を極めて平易な且つ稍廣き形に於て述べて見たいと考へます

私は決してくだらぬ法律上の術語を論じて時間を空費するつもりではありません私の論せんとする点は若しそれが正しいとするならば最も重要な最も内容に富むものと云はねばなりません

公平に此問題を研究する人の認容せねばならぬと考へます斷案の中心は次の如くであります即ち所謂「ゼネラルストライキ」なるものは之を惹起するに至つた如何なる刺戟、事情、説明があつたとしても決して正しい意味に於ける労働争議でないといふことであります

私は其の起因が一の労働争議であつたことを認めるに吝かでありませんが、炭坑の労働争議に關しては炭坑労働者が一般民衆から當然援助を受くべきものであると主張するに足る有力な理由があると考へて居ります

唯私の力説せんとする所は「ゼネラルストライキ」なるものを宣言するときは全然種類の違ふ又全く非立憲的な不適法な運動を引き起したことになるといふ点であります

(某労働黨議員曰く「ノー」)

私は唯今「ノー」と云はれた議員の尊重を受くるに足る理由を引用し得ると考へます
私の見る所に依れば労働争議法に労働争議といふ文字を用ひた當時に於ては今日私共の遭遇して居るやうな事態を少しも考慮して居なかつたに相違ありません

其の證據には先づ第一かの労働争議法は第三讀會に於て一人の異論者なくして本院を通過致しました
又現在宣言されて居る「ゼネラルストライキ」は決して正當の意味に於て「ストライキ」でないことは明白な事實であります是は狭い法律上だけのことではありません廣い立憲國の原則に基づくことでございます

蓋し「ストライキ」といふものは雇主をして或事を爲さしめんがため雇主に對して行ふものであります
すが「ゼネラルストライキ」は一般公衆、議會及政府をして或事を爲さしめんがために一般公衆に對して行はれて居るからであります

私は先週此考を述べて置きました、これは私の意見を聴き又は讀んで下さる方々の爲めに出來得るだけ明瞭に説明することを私の義務と感じたからであります

然るに「サウス イースト リイヴ」選出議員は是等の法律上の議論に對して最後の斷案を下すものは判事であつて他の一般民衆ではないといふ意見を昨夜述べられました
成る程その通りであります

私は唯自分で眞理なりと信する所によつて其の意見を述べて置いたのであります、今日では「サウス イースト リーズ」選出議員も此問題に關して全く不偏不黨且つ充分の智識あることを争はれぬであらうと思はれる方面の人が私と同一の見解を有して居らるゝことを信すべき充分の理由があります
博學なる判事「ジャステイ スアッペリ」氏が確か本日の午前中に與へられた判決と思ひますが（私は一時間ほど前に判決書を見ました）其の判決には丁度此斷案が述べてあります
私は此判事が水夫及消防夫組合に關する争議に付いて與へられた判決文の三ヶ所ほどを諸君の前に朗讀するの價値があると考へます

此争議の詳細なことは今關係がありませんが同判事は判決中の事實及法律に關する部分でかう云ふて居ります

「労働組合會議委員會の命じたる所謂「ゼネラルストライキ」は不適法にして法律に違反す而して之を煽動し又は之に干與したる者は一九〇六年の労働争議法の保護を受けず炭坑労働者の事件以外關係労働組合中に労働争議の存在したりとの主張無く又立證なし、尙ほ一方労働組合會議と他方政府及國民との間に於ては労働争議なるもの存せず又存すること能はず………此故に上述の労働組合協議會の命令は不適法にして之に服従することに依りて被告は法律上不法に行動しつゝある者なり故に斯かる行動を爲さざるやう所屬組合より強制することを得べし」

此事件は組合員が他の者から強要せられて不當な罷業をなすことを防がんが爲め組合自身が干渉した案件であります

尙判決中にかう云つて居ります

『労働組合の利益に關する法理は次の如し、原告組合の組合員にても又は我國の他の労働組合の組合員にても不合法なる命令に服従することを拒みたるが爲め其の労働組合より受くべき利益を喪失することなし』

是は私が先日申述べました第二の点であります私は尊敬すべき且つ博學なる同僚「サウス イースト リイズ」選出議員が此点が法律上の權威者によつて論述せられたことに満足せらるゝと信じます、昨晚の同議員の御言葉では此点に付いて幾分の疑問を抱いて居られるかのやうにも思ひますが多分私の聞き違ひでありませう
次に判決にかうあります

『所謂「ゼネラルストライキ」を惹起したる労働組合會議の命令及之に服従して行動せる組合の命令は不法なり而して原告組合は此事實を明白ならしめ之に對し組合員の注意を喚起するの權利を有するものとす』

尙は其の次に判決中に云つてあります

『我國に於ける労働組合資金は信託的の性質を有し組合員が不法なる命令に服従して不合法に罷業をなし、正當の理由なくして契約に違反したるときは此組合員に罷業給與を支拂ふ爲め組合資金を使用するは不當にして之によりて組合資金を減少することを許さざるものとす、而して此事實も亦原告會社が困難の地位に置かれたる其の組合員に對して之を明白にするの權利を有し且つ義務を負ふものとす』

私は「サウス イースト リイズ」選出議員が法律上の「オーソリテイ」を必要とせらるゝならば之が存在するといふことを明かにする爲めに此抜萃を讀み上げた次第であります、時間を費したことは諸君に對して相済みません

同議員は私が有名な教科書の一部を引用することに重きを置かるゝや否やを知りませんが同議員は此問題に付て一の教科書を著はして居られます、失禮ですが仲々好い書物です

此書物は私のよく知つて居る本で私共の多くが屢々之を使用し著者の才能を嘆賞して居るのですが其の書物の中に同議員は彼の手で彼の本に次の如き興味ある見解を述べられて居ります

『政治上の目的の爲めに行はるゝ罷業——新聞記者の所謂直接行動——即ち労働組合の是認せざる政府の行動に干渉し又は之を強制することを目的とする罷業は労働争議を企て又は之を進捗する爲めの罷業と稱し得るや否やは最近議論に上ばれり、併れども幸にして未だ此問題の決定を要すべき

事件發生せず」

同議員は前にかう書いて居られるのですが、不幸にして今日は此問題を決定するの必要に際して居ります

實に此問題は今朝裁判所で決定せられたのであります

同議員の著書にはその次に斯う云つてあります

「余は斯かる罷業が労働爭議法の定義の語句に包含せられざることにつき殆んど疑を有せず」

私は諸君に申し上げたいと思ひます、此問題につき論争され得べき唯一の点は或る特定の「ストライキ」を宣言することが次に述べます所の極めて平易な一の立憲的法則に當て候まるかどうかといふことでもあります

立憲的法則といふのはかうです即ち

雇主に對して「ストライキ」の権利を行使するならば隨意にやつても宜しいが若し其の萬人の認むる権利を亂用して全く別種の影響を惹起し、故意にせよ又は故意でないにせよ其の結果として公共團體政府、人民全体に對して壓迫を加へることになれば之は法律に違反するのみならず我國の立憲組織に重大なる打撃を與へるものであるといふ法則です

私の只今申述べて居りますことは労働黨の首領達も充分承知されて居る所であります

私は此議場の前方の反對側議席に居られる議員に依つて代表さるゝ労働者の首領達が私の述べた斷案を知られないとは思ひません

唯私の申し度いのは是等の人達がそれを知つて居られるならば第一此「ストライキ」を宣言する前に明瞭に公然と之を言明すべきであり、又何を犠牲にしても「ゼネラルストライキ」の援助に参加することを避けなければならぬ筈だといふことでもあります

労働黨の最も尊敬すべき首領の一人「プラットニング」選出議員「クラインス」氏の言葉を茲に述べませう

同議員はつと以前之を論じて極めて正確に又極めて平易に之を説明されて居ります

「諸君がもし斯かることを企つるならば、もし政府又は公共團體に壓迫を加へる下心で「ストライキ」を宣言するならば次の如くなるであらう。諸君は二十四時或は四十八時間罷業を行ふべしと告げ更に二三日間の罷業が必要だと稱し、斯様にして進むで行く、人を罷業させることは復業させるよりも遙かに容易である、而して諸君は政府と他の人民とが手を拱ねて労働者の勝利を待つて居ると考へる、併し從來の實驗はすべて斯くの如き不完全な無能力な方法の不可なることを示して居る、諸君はかゝる事を爲すこと能はず」

幸にも同議員は私が今同氏の有名なる勇ましき宣言を引用して居る所へ丁度來場されました

「諸君は内亂の状態を豫想せずしてかゝる事を爲すこと能はず」

私自身としては労働黨の首領たる議員諸氏が「ゼネラルストライキ」の成功に當然伴ふべき公共団体の脅喝といふことを動機とし目的として企てたものであるとは申しません

私は「ゼネラルストライキ」成就の當然の歸結たる所のもの——即ち「アラットニング」選出代議士が必然の結果と云はれたものを目的とし之を達せんが爲めに仕事に着手されたものとは申しません、同氏の語を繰り返へして申します「諸君は内亂の状態を豫想せずしてはかゝることを爲すこと能はず」唯私の指摘せんとする所は此世の中で人の行爲を判断するには極めて重大な行爲を爲さんと決定した際に有して居た動機を標準とすべきではなくして其の行爲が一朝實行されたならば必ず生ずることの明かな結果が標準とすべきものだといふことであります

私は五月一日（土曜日）の午後労働組合會議の總協議會が發表した宣言書なるものゝ性質に付て諸君が暫く考慮せられんことを望みます

是は交渉が破裂する以前であり破裂の際政府に手落ちがあつたとしてもそれ以前のことであり、此時分に労働組合會議のなした宣言書なるものゝ眞の性質を考慮されたいと存じます

彼等は宣言して次の月曜日に罷業をなし我國の産業中から特に撰擇したものを全然停止せしめるといふことを告げました、そうして是等の産業なるものは國民生活を進めることを困難にし遂には不能に

する爲めに態々選り出したものであるのです

彼等が若し斯様の目的がないとすれば何も苦んで特に是等特種の事業仕事を選ぶ必要はありません、彼等自身も亦彼等が罷業させた労働者も是等事業の雇主に對して何等の争議をも持つて居ませんでした

彼等は運送を停止しました、何の目的の爲めに？運送に従事する者が炭坑主と争議をして居つた譯ではない唯運送は我國の死活に關する事業であるからです

或る馬鹿／＼しい考への違つた人々が労働者側のもつと穩健な意見に依つて矯正されなかつた爲めに我國を屈服せしめ得るものだといふ空想を抱いて居つたのです、總べての愚擧の中で最も愚劣なことは新聞紙を停止しやうといふ企てであります

私は確信致します、如何なる政府でも新聞紙の印刷、新聞紙の「インキ」新聞紙の報道、新聞紙の頒布を一般國民の満足するやうに獨占することは出来ません

社會主義の政府でも之を爲すことは出来ません

政府でも之は出来ません、新聞紙の頒布を停止しやうといふ決心は此仕事を始め出した馬鹿／＼しさの中で最大の非難を受くべきものゝ一として歴史上考へられるに相違ありません

今日迄私共は辛抱して居ましたが茲で申し上げませう、例へば「ロンドン」の運送を停止することに

よつて國民を強要して政府に壓迫を加へさせることが出来るものだと想像したほど無鐵砲な見解はありません

私共は皆、店の賣子や「マイビスト」や何かが朝な夕な働き先へ往復するに徒歩で而かも往々長い途をこつ／＼あるいて行くのを見ました、如何なる黨派の人如何なる見解の人と雖も是等の娘達を一週間二週間徒歩させることによつて炭坑問題の味方にならせ得ると考へる者がありませうか

是等の娘達に多大な不便と苦痛を感せしめ尙ほ現實の缺乏をも感せしめることは出来ましても其の結果は唯娘達の靴が破れて仕舞ふ丈けであつて娘達の精神を破壊することは出来ません

諸君考へて御覽なさい、私共は皆經驗したことです、少くとも其の頃内國に居た人は經驗したことです、かの獨逸人が飛行船から「ロンドン」に爆撃を加へんとしたときは如何でありましたか

獨逸人は英人の氣質を知らずして彼等が「ロンドン」の住民に不便を與へ場合に依ては危險をも與へたならば自己の目的を達することが出来やうと考へたのです

我英國の人であつて、私共と同様英國人の氣質を熟知し私共と同様英國氣質の模範である人が、我國の一般住人に不便を與へ場合に依つては危險をも與へるべき行動をやつて之に依つて一般民衆の援助を獲得することが出来ると考へやうとは私の夢想だもしなかつた所であります

斯ういふ点がありますから私は諸君の御宥しを願つて現今の狀態は決して正しい意味に於ける労働争

議ではないといふことを各人に知らしめる必要があると考へるのであります

私は疑ひません、此事は極めて深い所にある純正な感情から發し、又極めて重大な産業上の確執から發して居るのです、併し労働組合本來の活動に少しも性質上の變更を加へずして「ゼネラルストライキ」なる手段が採用され得るものであると正直な人達に思はせる此謬つた考へは——是は實に考へが謬つて居るのです——毫も之が爲めに容赦すべきではありません

私は先日も本日も亦法律の御話を致しましたが私は決して法律が人生の全部だといふやうな考へは持ちません、私はこういふ考へは持つたことはありません

入口の上部の席に居られる議員諸君は今私のいふことを厭がつて居られますが此お話の中には單なる法律上の斷案よりもつとつと重要な問題が含まれて居ます

私は充分承認致します（もし承認といふ語を用ひ得るとせば）現在法律問題以外にもつと大きな問題があります

立憲的問題、議會的問題、社會上の問題、産業上の問題、人道上的問題があります

併し先づ第一此「ゼネラルストライキ」の宣言が恐るべき誤謬であることを悟らなければ之に附隨する所の社會上、産業上、人道上の結果に對して眞に人心を集中せしめ議會をして公平なる判断をなさしむることは出来ないと思ひます

「ゼネラルストライキ」を始めた人々は我國を粉碎せんとする革命者の一團であると申すのではない、唯是は労働団体の権利の適法な行使であるといふ慌てた併し少くとも間違つた考への下に爲されたものであります

是は決して権利ではありません、議會の一部に之は権利の行使であると公然、高聲に確實に主張する人のある以上は、私は全力を盡して之が権利にあらざることを叫ぶ義務があると考へます

若し最近数日間のことを顧みて而して唯今の事態を考慮しましたならば此事は極めて明瞭であると思ひます、即ち労働組合會議の總協議會は今や身を脱けない羽目に陥つたのであることは誠に明かであります

私は本日の新聞紙で労働組合會議協議會員の一人が云ふたといふ話を見ました、曰はく「我々の方から先づ歩み寄るといふことは出来ぬ」といふのであります

疑ひもなく政府側も矢張同様なことでありませう

政府は國民一般を擁護し私共全部を擁護して「ゼネラルストライキ」を喰ひ止めねばならぬと云ふて居ります、是は誠にさうなければならぬことです、同僚議員中には大に失望される方があられるかも知れん又私を誤解さるゝ方があるかも知れませんが私は自己の義務として大膽に申し上げます

政府は其の点に付ては確かに正しいのであります

けれども私の深く感じますことは——もう此外に申すことはありません——これでありませう

即ち現在の状態を見ますると一方で「ゼネラルストライキ」を宣言した人達は之を取消すべき方法を知らず他方では全國民の代表者たる政府は斯かる状況の下に先づ讓歩するといふことは出来ない其の結果として私共は毎日毎日此恐るべき状態の繼續に脅かされて居ます其の原因は唯此兩方面の人々——私は同僚議員諸君に御注意までに申します、兩方面といふのは政府と労働組合會議を指すのです——が歩み寄ることが出来ないからであります

近頃出版された有名な本「ハウス」大佐の備忘録を御覽になりますと、慥か一九一六年と思ひますが兎に角「アメリカ」が大戦争に加入した以前のことで、其の時分米國が秘密で一方獨逸側と他方我英國政府に或る提案をしたことがわかります「ハウス」大佐の意見に依れば此提案は聯盟側に勝利を得させ乍らもつと早く平和を齎らし得ることが明かなものであつたと申します

私は此説が果して正しいか否かは知りませんが又其の頃の歴史を論すべき材料は我々の手に有り餘るほどありますがそれは暫らく措いて唯私の指摘せんとする点は此種の提案が何等の効果を生じなかつた原因は交戦國の兩方共孰れも公然戦ひを止めやうといふ意向を示し又は意向を示さんとする試みさへもなすことを憚かつたからであるといふ点であります

兩方共「若し我々がさういふことをしたらば我々に弱い所があると思はれる」と云つて居つた、労働組

合の首領達も今日矢張同じことを云つて居るのです
 我政府の責任者の多くも心中矢張同様のことを考へて居られるに違ひないと思ひます
 併し前の例とは莫大な相違点が一つあります
 即ち前者は兎に角外國に對して、外國民に對しての戦ひであつて、我國民は協力一致之に當つて居たのであります

今回の事件も一種の戦争といふてよい——何故ならば新聞の檢閲などがあるのですから戦争に違ひありません——けれども是は我國境内の戦争であります

そこで私は労働黨の或る短氣な方々たる又政府側の或る保守的の方々たるを問はず此争ひをあくまで遣り通すといふ人のあるのを聞く毎に、苟も常識のある人が此争ひをあくまで遣り遂げ得ると眞實考へて居るのかと思ふて戦慄せざるを得ません

たとひ國民が完全に擁護せらるゝにもせよ此争をあくまで遣り通すことになれば恐らく今後十數年間私共の血も肉もそぎ取られて生活も、希望も、商業も其の度を低下するの結果を見るのです

此恐るべき抗争をあくまで遣り通すべきものだと思はれるやうな人が我國にあつてはなりません 自身の爲めに又私の或る同僚達の爲めに私は若干の責務を負担する積りであります

彼の權威あり且つ尊敬すべき労働黨の指導者諸氏が現在極めて困難な地位に居らるゝことは諒察致し

ますが、是等の諸氏が國民全体に向つて壓迫を加へんとする恐るべき企てに黙認を與へられたことを私は心から悲みます

實に是等の諸氏は困難な立場に居ます、又政府の側も私は困難な地位に在るとは申しませんが少くとも困難な問題を持つて居ます、これは双方どちらにもあくまで争ひを続けやうといふ人があるからであります

私は誰が何と云ふても此争を遣り通すといふことには反對です

私並に私の友人から提案致す筈ですが、政府は若し三つの條件が充たされたときは、同時に充たされたるときは、目下窮迫に陥れる採炭業に對して短期間補助を與ふる意志あることを宣言すべしといふ意味の決議案を成るべく早い期日に於て下院の議事日程に加へられんことを請求致します

併て此三つの條件とは何かと申しますと、先づ第一に、絶對的必要條件として、我國の將來の爲めに又整然たる我國立憲制度全体の爲めに絶對的必要條件として、即刻且つ無條件に「ゼネラルストライキ」をやむべしとの條件、第二には之と同時に炭坑主は告知書を撤回して（此告知書が所謂「ロツクアウト」の 知書であらうがあるまいが茲に私は之を論じません）從來の毎日賃率に依つて仕事を開始すべしといふ條件であります

又政府側にも責任があります、交渉破裂前首相の書かれた最終の書面に依れば、王國委員會の意見

遂行に付き新なる法規を必要とする場合は政府は必ず其の法規の提案をするといふ意味のことが書いてあります

私は茲に、も一つ條件を付けなければならぬと考へます、そうして之れ亦必要條件とすべきものと思ひます、是は労働組合會議が解決に全力を盡すことを宣言すべしといふ條件ではありません、一方には炭坑労働者の爲めに論議し他方では又炭坑主の爲めにも論議する人々が委員會の報告の内容を基礎として、其の中から何物をも除外せず之を基礎として直ちに交渉を開くことに決然着手すべしといふ條件であります

私は此案に依れば多くの人々が大に仕事を撻らせ得ると信じます、私は幾種類も案を出すのではありません、一つだけです、そうして之を下院の諸君に訴へて居るのです

私は先週以來全力を盡して意見を述べましたが「ゼネラルストライキ」なるものは其の意向が何うであるにしても其の結果に於て打撃を受くる者は國民全体であつて害を蒙むるものも亦國民全体であるといふ所信を寸毫も變へません、従つて之は絶対に容赦すべきものでないと思へます

併し此事件のごちらの側にしても争ひをあゝまで遣り通すといふ人がありましたならば、其の人は實際上の影響に付て少しも知識のない者と申さねばなりません

私は最近數日間の議論に於きまして交渉の初期に付て批評することを避けました、併し之に付て随分

厳しい批評の爲し得べからざるものと思ひません

雖て時節が來ませう、遠からぬ内に参りませう、其の時國民は政府に申すでせう「あなた方は二千四百萬磅の金を支出した、何をそれで購うたか、それで時を買ふた、その時を何に利用したか」と尋ねるであります

私は私の意見に同意さるゝ議員諸君に對して誤解をされないやうに御願ひ致します、それがどういふ効果を齎らしたにせよ又如何なる非難の理由があるにせよ決して之が爲めに「ゼネラルストライキ」を正當なりとする事は出来ません

たとひ總理大臣が「ダウニング ストリート」で或る代表者に會ふことを拒んだと假定してもそれが爲めに「ホワイトホール」を爆破してもよいといふ理由にはなりません

諸君は諸君の採用された方法が違法であり、非立憲であり、労働黨の進路に障害を來たすものであつて、労働黨の首領達が既往に與へた賢明な戒告に全然反するものであることを承認さるゝ時が來るに相違ありません

私は先刻私の同僚が提出せんとする決議案の内容を御話し致しました

私共は若し夫等の條件が充たされたならば、政府は何等かの形に於て炭坑業に一定期間補助を與へる意志のあることを公然と宣言すべきものだと思へるのであります

本院内の人々又は其の外の人々にして、誤解さるゝことを恐れて意見の發表を差し控へる必要のない人が何か此種のことを爲さなければ我國の前途は眞に暗黒といはねばなりません。今回の「ストライキ」は上機嫌の「ストライキ」だといふ人がありますが、それも成程そうかも知れませんが、誰も皆愉快に喜んで居るといふがそうかも知れませんが、併しながら物の分かつた眞面目な注意深い英人は皆此「ストライキ」の結果の如何なるものなるかを知つて居ます。

それでありますから私は茲に恭しく下院の諸君に申し上げます。私の申上げた所をよく心に御留めを願ひたい、そうして私共が近い期日に於て提出致す決議案が首相の御判断によつて討議の價值ありと認められましたならば、政府並に與黨の力によつて下院に一日を與へ此恐るべき事件の終結を試みる爲め何等か此種の方策を討議せしめられんことを望みます。

一九二六年五月十一日(水曜)下院に於てなしたる演説

三

「ゼネラルストライキ」が終を告げ交通機關が恢復されるや否や私は最初の機會を捉へて北方に參りこの「スベンヅアレイ」で今や過ぎ去らんとして居るかの産業上の危機に付て私の次の公開演説をやらうと考へて居りました。

衆議院議員が議會に出て居ますのは、自分の選舉民の氣に入るやうなことを述べる爲めに單に一の使者となつて出て居るではありません。

議員は議會で自己の意見を發表し國利民福に貢獻するの權能を選舉人から附與されて居ります。衆議院議員の第一の重要な義務は是れであります。尙ほ其の外に唯今私が此演壇に立つてやつて居ります如くに自己の選舉區民の前に出て、今夜私の遣りまする如く正直に、詳細に彼が公人として採つた行動の理由を説明すべき特別の義務を持つて居ります。

尙ほ私は此演説に立つことを一層喜ぶべき理由があります。何となれば今や労働組合員は皆後悔して居ることと思ひますがかの「ゼネラルストライキ」の主導者が報道を抑壓し新聞紙の常規の働きを妨害しやうとした悲むべき失策の爲めに、此恐るべき失策の爲めに必ず各種の誤解が起つて居るに違ひないからであります。

若し誤解があつたとするならば今や之を釋くに努むべき時であります。いつでも火事盜賊的の所行をなす人があるものです。併し「ヨークシャー」の傍聴者諸君は皆私と同様にこの重大な國民の危機に乗じて個人的、私的の金儲を企てるやうな人間を擯斥されるに相違ありません。是は十二年前の八月の或日以後英國の遭遇した最大の危機でありました。私は此種の人間と共に語るを潔しと致しません。

唯私は當選舉區民諸君に對して、正直な淳樸な自尊心ある労働者諸君に對して御話をしたいと思ひます、勿論私の意見に御同意であるを否とを問ひません——時としては私と異なる見解を抱かれた方もあると思ひます、けれどもそれ等の人々も私が平易な丁寧な言葉を用ひ、議論の際にも彼等に對して公平な態度を維持して居たことは常に承認されて居ました

私は今夜も同様にやらうと思ひます否一層の自信を以て之を爲さうと思ひます、諸君が我國の歴史を考察し我國労働者の権利の發達を考察されるならば是等の権利の確保されたのは主として自由黨の力に依るものであつて、自由黨は始終労働組合の正當な権利を是認し之を擁護し來つたことを知られるであります

今夜は「ゼネラルストライキ」が現在して居た當時よりもつと廣く最近の出來事を觀察することが出來ます

家が燃れて居る時に當つて臺所の「ストーブ」の傍に石油罐を置いた者があるとかないとか云ふ詮議をするべきものではない、唯火事の際に爲すべきことは之を消し止むることのみであります

けれども既に「ゼネラルストライキ」が廢められた今日では最近の出來事を公平に觀察する爲に少し溯つて考へることが必要であります

先づ最初に立戻つて、以前も私はこの「スベンヅアレイ」で申したことでありますが炭坑問題に對す

る政府の取扱ひ振りは甚だ拙劣で又全く何等の功果も無かつたといふことを申し述べ度いと思ひます政府の大臣達の採つた處置は無定見な又極めて緩慢なものでありました、無定見といふのは彼等が自己の方針といふものがなく種々の時期に於て矛盾した行動があつたからです、緩慢といふのは思慮ある人ならば疾うの以前に理解すべき問題を遅くなつてから暫く本當に合點したからであります

實に現内閣は不幸にも「ゼネラルストライキ」の毒素と微菌とが自然に傳播するやうな一種の形勢一種の空氣を作り出したのであります

何でそう申すかといふに、政府は昨年七月の或日午後六時には炭坑業に對して決して補助金を與へぬと宣言しながら四時間後には甚だ曖昧な形で補助金を與ふることにしたからであります、政府は壓迫を加へれば凹むと考へる人の出來たのは不思議でないと思ひます

偕て、此補助金の支給といふことに付いて、即ち富者にも貧乏人にも課税をして作つた國家の歳入から之を支給するといふことに付いて之を辯解すべき理由も種々ありませう、一時の方便として補助金を出すことを可とする理由もありませうが何人にも明かな事實は此補助金なるものが決して炭坑問題を解決するものではないといふことであります

もし租税の負擔者が或る事業の窮迫を救ふ爲めに補助金を出すことを續けて行くものとしたならば、

我國には納税者から斯かる救助を受けたいと望む窮迫な事業がどれ程有るか知れません。是れは補助金なるものに最初から附随して居る所の困難な問題です、でありますから補助金は決して問題を解決するものではありません。

唯是れは一時の延期策に過ぎません、此方法を探る人は延期料を拂ふて得た時間を甘く利用する義務があることを忘れてはなりません。

諸君は多分此補助金の豫想額を御記憶でありませう、かの豫想額が發表された直後に私は此室に於て之を實際支拂ふ場合には豫想額よりも遙かに大きな額に上るであらうと申したことを覚えて居ります。實際その通りでありました、豫想額よりもずっと超過しました。そうして竟に政府は此補助金の爲めに最近七八ヶ月間に二千七百萬磅といふ公金を支出したのであります。

政府は此金の對價として何を得たか、「ゼネラルストライキ」以外に何を得たかといふことを國民は詮議する権利があります。

「ヨークシャー」の諸君は賣買のことは好く御存知です、時を購ふ爲めにこれ程高い値段を拂ふた人は是れ迄あるまいと思ひます、反物でもなければ鮭の罐詰でもない唯時です。

勿論炭坑問題の調査報告の出来る迄には數ヶ月の時を要することは避け得べからざることです、此報告に付いては私共は「サーハーバートサミュエル」氏に對して多大の感謝をしなければなりません。

併し政府は此報告が出された以後の時を如何に使用したかを明かにする義務があります。

先週の金曜日に始めて首領は下院で次の如く申しました。

『私は炭坑争議の兩當事者だけでは協約を完成する見込がないといふ決論に達しましたから、政府で協議案を作つて之を提案することに致しました』

先週の金曜日に至つて斯ういふことを首領が述べるとすれば、誰れでもそれは今更新しい發見ではない、政府が今日自ら任せんとする行動はずつと前から遣るべき筈のことだといふのは無理でありますまい。

私は暫く之と反對の實例を述べやうと思ひます、曾て私は炭坑問題の危機、炭坑罷業問題に遭遇した自由党内閣の一員でありました、誠に微々たる閣員ではありましたが同僚と共に其の責任の一部を負担したのであります、でこの一九一二年の自由党内閣は其の年の炭坑問題を扱ふ上に於きまして、其の義務と職責に付いて全く現内閣とは異なる見解を持つて居ました。

どうして此危機が起つたかと申しますと、炭坑労働者は賃金の最低額を定めるといふ主義を主張し炭坑主は之を拒絶した爲めに起つたのであります、そうして内閣に居る私共はどうしたかと申しますと争議の兩當事者間の交渉で協約が成立せぬことが明かになると直ちに自由党内閣はその責任を以て立法上の提案をなしたのであります。

よく覺へて居りますが、私共のこの盡力は其の當時は無効に了りました。「ストライキ」が起つて一二週間續きました。之が爲め憂ふべき状態となりました。

併し政府は決然として炭坑労働者の最低賃金を制定すべき法案を作成し議會の兩院に提出して之を通過すべき手段を採りました。

炭坑主は之を喜びませんでした、炭坑労働者側の人でも不得要領の投票が一票ありました。

けれども私共は主義を變じませんでした。私共は國民全体の政府でありますから其のやうな場合に於ては政府は其の向ふ所を決定し双手に勇氣を籠めて之を實行することに努めねばなりません。

其の結果を御覽なさい、其の法律を法令全書に收め炭坑労働者の最低賃金を決定し、自由黨政府は永久に炭坑労働者に其の権利を確保した爲めに、二週間内に罷業は治まり闘ひは了はつて人々は復業しました私共は決して満場一致で之をなしたものではありません。

私共の法案、炭坑労働者の最低賃金を制定する法案は第二讀會に於て保守黨首領の反對を受けました殊に奇怪なるはかの最も重要な第三讀會に於て「ラムゼイ・マクドナルド」氏並びに同氏の一味は之に反對の投票を致しました、併しそれにも拘らずこれで「ストライキ」は平定致しました。

如何なる政府でも斯様な困難状態から國民を救はんとするならば、積極的の活動的の一定不變の政策を續けなければなりません。

私は現今の炭坑問題の状勢が約十四年前私共の遭遇した困難よりもすつと面倒であることは否認致しません。

かの歐洲大戰が起り私共は從來英國の石炭を買ふて呉れた外國の多數の顧客と絶えず接觸することが不能になりました、顧客は他の方面から燃料を求めました、伊太利は英國石炭の大顧客でありました。が自國の水力と電力とを開發することに努めました、又「バルチック」の沿岸では「スカンディナヴィア」諸國は産業維持の新方法を開きました、大戰前石炭を焚いて居た船は油を燃くやうになりました、疑ひもなく今日の困難は戦前の比ではありません、殊に注意すべきは今日の困難なるものは大部分は經濟的原因によるものであります立法者が「ペン」の一撃を以て之を轉換することの出来るものでなく、又公平に云へば我國の炭坑労働者は少しも其の責を負ふべきものではないのであります、併し政府はもつと早く其の案を提出し、其の積極的提案を斷行しなかつたことに付いて責任の大部分を負担しなければならぬと考へます。

此凡庸と無能の悲しむべき歴史が九日間の「ゼネラルストライキ」を遣つた人の失策の遠因となつて居るのであります。

けれども「ゼネラルストライキ」なるものが國民全般を脅威することを知り、使用されんとした武器の眞の性質を了解する人は假借なく此罷業を呪はなければなりません。

私が斯く遠慮なく申す所以は、最近二週間内には如何なることが行はれたにもせよ、此「ゼネラルストライキ」なる武器は二度と我英國に於て使用さるゝことはないと思ふからであります、若し自由黨が此罷業を始めたことに付て關係あるものとすれば國民諸君から甘んじて是非の判断を受けるものであります

併し公平な労働者諸君の中にも、労働組合員の中にも、未だ此種の全然不適法な「ゼネラルストライキ」と、規模に大小の別はあるが合法的罷業権を行使することゝの間に重要な差別のあることを了解されて居ない人があります

合法的罷業権なるものは如何なる黨派の人たるを問はず苟も公平な者を持つた人ならば之を承認する所のものであります、労働者が雇主と衝突した場合に之を用ゐんと欲すれば用ゐる権利のある正當の武器なのであります

私は此問題を了はる前に——私は今夜を以て斯る問題は永久に了はりを告げたいと思ふのですが——此區別を出来るだけ明瞭に説明したいと思ひます

「ゼネラルストライキ」は全敗に了はりました又はが全く違法なることも證明されましたから、若し將來何人か謬まつて再び此武器を用ゐんとしましたならば裁判所に於ける最も有力なる訴訟行爲によつて止められるのみならず今回充分に知識を得た社會の輿論なるものが之を許しません、故に私は是

れが再び起り得ないと思へます

扱て區別の説明に移りませう、區別の要点は豫告をしないといふことばかりではありません、豫告を與へぬといふことも重大な事項です、私は此点に付いても「ゼネラルストライキ」の關係者に注意を促したいと思ひます

併し「ゼネラルストライキ」と適法の「ストライキ」との間の根本的差違は唯此豫告の有無のみであると考へてはなりません、眞の區別はもつと深い所にあります、決して法律上の空理窟じやありません、常識で考へて解かるのです、熟慮すれば解かるのです、私共の生活の基礎であり私共の権利の源である所の立憲制度を理解すれば解かるのです

斯様な問題に付いての法理は人の考へる程専門的なものではありません

諸君は御疑ひになるかも知れませんが、法律といふものは一般人の考へて居るよりも遙かにわかり易いものです、形式や言葉に重きを置くものではありません、事實と内容とに重きを置くものです、私は下院で演説をしても決して法律家として話したのではありません、唯國民として又労働者の團結権を信じ必要の場合には雇主を強制する方法として罷業の権利あることをも信する一の自由黨員として演説したのであります

私の排斥する「ゼネラルストライキ」と普通の「ストライキ」、現在の世の中では残念ながら労働團

体の正當なる権利の一として認めなければならぬ普通の「ストライキ」その間の根本的相違は何處にあるかと申せば普通の「ストライキ」といふのは労働者が相當の豫告をした上で仕事を罷め雇主に壓迫を加へる権利であります、又労働争議なるものは労働者側から云へば雇主に或る事を爲さしめんが爲に労働者が團結をする争議であります、併るに今回あつたやうな「ゼネラルストライキ」は全く違つた方法で働く所の全然別種の行動であります、「ゼネラルストライキ」が成功すれば、雇主ではなくして政府をして議會をして一般國民をして或る事を爲さしめるのであります、即ち雇主でない、一般の人に不便であり危険であるやうな事をして、人々に不自由を感じさせれば人々は不平を云ふ、不平が嵩じて抗議となる、代議士は何とかせねばならぬといふて政府に迫る、政府は遂に「立憲政治の本義、議會政治の本義から云へば正當とは思はぬが差當り「ゼネラルストライキ」を避ける爲め降伏するより仕方がない」といふことになるのです、諸君も御解かりになりましたでせう、是れは雇主に或る事を爲さしめやうといふ企てではなくして一般國民をして、代議士をして、衆議院をして、政府をして或る事を爲さしめる企てであります、是れには別に合法的な途が開けて居るのです、私は此途を知らずして「スベンヴァレイ」で四回の選挙戦に立つたのではありません、諸君がよく熟考なさるならば此區別は實に大切なことがわかります。

「ゼネラルストライキ」を宣言する人が革命者であるや否やに依つて區別されるものではありません、事理の解かつた人ならば普通の英國労働者が革命を欲すると信する者はありません。

不幸にも彼等の中には斯ういふ信念を持つ小數人に動かされ過ぎる人があります、併し英國労働者の健實なること常識に富めることは我同胞の皆認める所であります。

又「ゼネラルストライキ」を起させた人々が炭坑労働者を助ける意志があつたか否やも問題ではありません。

私は確かに彼等が此意志であつたと信じます、けれども正常の意識を有する人々が、労働組合のこの運動によつて全國民の怒りを挑發して、炭坑労働者を援助し得ると考へたことが私にはほとんど了解が出来ません。

「ゼネラルストライキ」が長引けば長引くほど炭坑労働者の問題はいつまでも棄てゝ置かれることになり、又費用を使へば使ふほど「ストライキ」が濟んだ跡で炭坑事業を補助する金が少くなつて仕舞ひます。

「ゼネラルストライキ」の指導者が最も非難を受くべき点の一つは元來國民は炭坑労働者の窮迫に對して眞實同情を寄せて居たのであるといふことであります、國民が斯く同情を以て居る際に、自己の援助せんとするその運動に對し遅かれ早かれ人の反感を惹起すやうな方策を採るといふのは、何たる馬

鹿げたことでありませうか

「セネラルストライキ」が革命的の性質を帯びて居たか何うか、炭坑労働者を援助せんとして居たか何うかといふ問題は本當の大切な点ではありません。重要な問題は「セネラルストライキ」が成功すれば罷業者の意志を以て議會の意志に代へるの結果を來たしはせぬかといふ点にあるのです。

是れが要点です、此世の中に於て人の行爲を判断するには、其の人が高尚な感情や、強い同情心を持つて居たかどうかに依らずして、其の行爲から必然出て來ることの明白なる結果によつて判断されるのであります。

もし罷業者の意志を以て議會の意志に代へるの結果を來すものとすればそれは立憲制度の顛覆を意味するのです、私がかもし一瞬間でも、是れは立憲制度の顛覆にあらずと主張しましたならば私は國民の代表者として其の責任を盡さぬといふことになりませう。

少し以前に於きまして此点を最も明快に論じた者は實に私の尊敬する労働者の指導者達であります。「クラインス」氏は一九一九年九月「グラスゴー」で開かれた労働組合會議に於て勇敢なる演説をされました、其の言葉の中に

「私はこの新發見の未消化の方策を一度試して見ても宜からうといふ人が必ず出て來ると思ひま

すけれども此問題を好く考へぬいた人は斯ういふ試めしを遣れば先づ第一我々の産業、我々の全社會組織が麻痺されて仕舞うといふことを熟知して居ります、そうして此麻痺に依つて第一着に且つ最も劇しく苦しむ者はかの多數なる貧窮者であります、故に内亂状態を來す覺悟でなくではこんなことは遣るべきことでありません」

といふて居ります、是れが「クラインス」氏の言葉です。

次に一九二五年四月十八日「ハートルプール」に於て「ジエイ エッチ トーマス」氏が述べた言葉を引用致しませう、同氏は

「總べての労働組合が團結して襲撃をするといふことであれば、是れは事物の性質上當然の結果として國民全体に對する襲撃といふことになりませう」と述べて居ります。

私が最初の演説を致しました以來、或る側の人々から労働組合會議そのものからも「君の説は間違つて居る決して國民全体に對する襲撃ではない」といふ批評を受けて耳に付いて居ります。成程、責任ある人々が自ら正當と考へる所のものを擁護せんと努めるに付いては善良な動機の存することを認めます、けれども人は唯動機のみによつて判断さるべきものではありません、それ等の人の行爲から起る所の結果を考へなければなりません。

それ等の人が之を希望したと否かを問はず、又之を「ゼネラルストライキ」と名付けると否かを問はず彼等が國民全体に對する襲撃に向つて船を乗り出した事實は動きません
一九二四年四月「ラムゼイ マクドナルド」氏の書いた所に依りますと

「私は從來常に同情罷業なるものに反對して居る、それは何等實際的價值がない、單に空を打つて居るに過ぎない、唯一つ間違ひのない結果は劇しい盲目的の反動を惹き起すことである」
と云つて居ります

そこで私は諸君に御尋ね致し度い、私が下院に於て夜遅く人が家に歸りたがる時分にも拘らず最初の機會を逸せずして此点を説明することに努めたのは不當でありませうかごうでありませうか
我國の勞働階級を「マクドナルド」氏の所謂劇しい盲目的の反動に遭はせたいと望む人はありますまい私も決して之を望みません

それでありますから、勞働組員中此「ストライキ」に加擔しながらも立憲制度は充分に尊重すると告白する人がある——私は眞心からの告白と思ひます——併し是れは問題に關係ありません
要点は今回採用された方法は議會が勞働爭議をなす人に例外的の特權として與へた方法でないといふことに存します

これは今回の出來事を以て通常の「ストライキ」と同一だと考へるのは畢竟觀念の混同であるといふ
ここに歸着するのであります、此混同は甚だ危険なものであります、但し今回の事件は之を解くに幾分の効果が有つたらうと思ひます
私は今、觀念の混同が彌漫して居たことを申しました、如何に廣く此觀念の混同が擴がつて居たかといふことは私が爰に持つて居る抜き書きでよくわかります
是れは昨年八月一日の「タイムズ」紙にあるのです
そうして是れは實に立憲制度の支持者たる「ラムゼイ マクドナルド」氏の演説の記事であります
同氏は政府が前から唱へて居た所に反して俄かに補助金を出すことにした時、此演説をしたのであります

同氏は此成績を見て自然非常な雜辯を揮ふことになりました、餘り雄辯に過ぎました
併し雄辯は甚だ危険であります、往々人をして、好く反省すれば實際自己の眞面目な判断を表示して居ないやうな言辭を用ひしめます

同氏は演説して申しました、前日までは殆んど吾人は斷崖を踏み外したと思ふた、政府は産業に従事する勞働者と勞働黨の政治家とが全く一致結合せるを見、又茲五六日の内には全然麻痺したる國民となるべき我國民に眼を向けたとき漸く承諾したと斯様に述べて居ります

「全然麻痺した國民」と云ふて居るのであります、諸君は私が前に朗讀した「クラインス」氏の演説を

想ひ浮かべられるであります。果して昨年の七月に政府が國民の將に麻痺せんとするを視ることが出来たとするならば、今回「ゼネラルストライキ」開始の局に當つた人達は矢張それを視得たに違ひありません。本年五月一日土曜日に告知された計畫、即ち労働組合會議總協議會の計畫、詳言すれば豫告なくして投票なくして最も重要な事業を選りに選つて我國の生活を壓迫し、國民を麻痺せしめ、之に依つて政府もしくは議會を強制して補助金を繼續せしめる爲め罷業を開始するといふ計畫は、労働組合の正當な権利行使では決してないことは充分好く理解しなければなりません。若し是が權川であるとするならば、國民は必ず斯様な權利は剝奪せねばならぬと主張するに相違ありません。

此危険は今や既に避け得たと信じまするが、彼の危急存亡の時機に於て、我國の主要機關たる汽車も乗合自動車も港灣も新聞紙も之を停止し、又其の計畫が豫定通り進んだならば議會が讓步せぬ以上國民全体の生命を絶つ結果となるべき危機に於て、總べての人は「ゼネラルストライキ」を成功させるべきか又は之を失敗させるべきかに付いて自己の去就を決しなければなりません。其の時期に於て率直なる國民の選ぶべき態度は此二つより外なかつたのであります。そうして私は「ストライキ」を失敗さすべきものと思へました、我々同胞の大多數も亦斯く考へたので

あらうと思ひます

實に「ストライキ」の失敗を希望した人は皆、「ストライキ」が永續したならば如何なる結果を來すかを知つて居た人は皆、正義を傷け苦惱を來し暴力を招き悔悟と反動を齎らすことを知つた人は皆、それがなるべく速かに終らんことを望むだに相違ありません。

此理由に依て、私は「ストライキ」の關係者に對して、之れを速かに廢めなければ自ら由々しき打撃を受けなければならぬといふことを告げ知らせるのが私の國家に盡し得べき最上の任務と考へたのであります。

私の遣つたことは決して労働組合制度に對する襲撃ではありません、全く労働組合の將來を誤まるべき失策より之を救ひ出さんが爲めの努力であります。

我英國人は決して威嚇に屈する人民ではありません、唯道理を説いて動かすべき國民であります、斯の如き國に於て公平無私なる人々の嚴やかなる判斷に反して行動することは労働組合として實に恐るべき失策といはねばなりません。

そうして其の結果こういふことになりました、即ち鐵道關係者側に於きましては組合の首領達が男らしく坦白に此罷業は間違つた行爲であつたことを認めて、斯かる行動は再び爲すまいといふ規約書をさへ作りました。

是れは實に經世家の態度であります

世間にはまだ感情に馳せる人がありまして、此新手段を熱心に擁護するのあまり憤慨し立腹して居る人もありますけれども、早晚物の解つた労働組合員は成功の見込のないことをあつさり棄て、首領達の助力により世人の好意を恢復した爲めに、組合の正當な権利が保全せられたことを承認する時節が來るに相違ありません

世人は今回の事件について勝利を得たといふて居ります、併しどうかこういふ言葉の爲めに國民が二つに分かれて反目し合ふことのないやうにしたいと思ひます、もし勝利と云ひ得べくば我國各階級の有する常識の勝利に外ならぬのであります

即ち法律家が一般人に勝つたのではない、一の政黨が他の政黨に勝つたのではない 英國魂英國氣質の發露に過ぎません、此英國魂に依つて私共は國民擧つて眞の同胞として協力し過を忘れ失敗に鑑み大きな失策を承認することが出来るのであります

私共は過去を忘れ將來を考へることに致しませう

鐵道従業員國民聯合の事業部主任「クラムプ」氏は日曜の日に「プライマス」で「ゼネラルストライキ」の結果に付いて演説されましたが、其の中に實に眞理を述べてあります

『此種の「ゼネラルストライキ」は再びあるまい、自分は始めから一般産業的罷業は成功するもので

ないと信じて居た、何故なれば之を論理的の歸結にまで遂行したならば他の人諸共自身自身も餓む且麻痺に陥るからである』是は實に賢明な言葉であります

「ゼネラルストライキ」を援助しやうといふ氣に一度でもなつたことのある人は、好く此言葉を味はさねばなりません

私は始めて下院で演説をなして以來殆んど滿二十年間、私の公生涯を通じて、私は労働團體の正當な権利を擁護して來ました

此権利は過去二週間の失策の爲めに危殆に瀕したのであります、併し私共自由黨に屬する者は保守主義の人々が自派の利益に最近の出來事を利用せんと企つことがあらば、私共の過去の仕事に立戻り全力を盡して一階級を他階級より偏重ならしめぬやう、近代産業の状態に適合して労働團體の権利を現實の自由と一致せしめる爲めに努力するつもりであります

最後に御注意を願ひたいと思ひますが、私共は上來の如く已むを得ずして議論を致しましたけれども目下最も必要なることは過去の事件に付いて一方を非難し他方を辯護することではありません

今後緊要なることは將來に對する建設的助力であります

私共は「ゼネラルストライキ」の終結を以て危機了はれりと考へてはなりません、もし炭坑問題解決の途ありとせば、之を發見する爲めに全國民擧つて永續的努力を是から始めねばならぬのであります

「サー、ロバート、サミューエル」氏は炭坑問題に關する提案を作りました、英國炭坑労働者の困難に
 衷心から同情する人々は皆此案に信頼して居ります
 首相は詳細な意見を發表し、各政黨は今や之を研究して居ります
 此際私共の爲すべき所のものは何でせうか

私共はもし今後犠牲を必要とするならば單に之を一方の側のみ課するは公平でないといふことを淡
 白に承認しなければなりません、是が私共の第一の義務だと考へます
 先日「フランク、ホッチ」氏が申しました、不愉快な經濟上の事實に直面することを避けるのは實に無
 益である、成程その通りであります、併し私共としては先週私共に迫まりつゝあつた脅威から免が
 れ得たといふて、かの「ゼネラルストライキ」があつても少しも之が爲めに救はれなかつた所の炭坑
 労働者の現狀を忘れて仕舞ふては、是は實に労働者にとつては災難であり、又申譯けのない我々の不
 公正耻辱なりといはねばなりません
 自由黨は此問題に付て數個の提案を致しました、炭坑問題調査委員會の報告書を見ますと私共の見
 解の誤謬ならざることを認め得る点が多々あります
 併し今晚茲に之を詳述することは不適當と思ひますから致しません

唯 諸君 大嵐の後には空氣が清潔になります

雷鳴が耳を聳し、暗黒が唯稻妻の閃光のみに照される場合には、難問題の解決は見出せません
 今や嵐は過ぎました、鞏固なる意志を以て社會に盡さんとする人は皆相互に提携して、道理は暴力に
 勝さり、國際間に於ても亦國內産業界に於ても世を救ふものは唯協力一致あるのみといふ事實を明か
 にしなければなりません

一九二六年五月二十日(木曜)「クレックヒートン」の町役場に於てなしたる演説

罷業日記

四月三十日 金曜

政府の炭坑業に對する補助金廢止さる

労働組合實行委員會 夜半「フアリンンドン」街「メモリアルホール」に開かる

五月一日 土曜

午前九時 炭坑労働者代表の會合「キングスウエイホール」に催さる

正午十二時 炭坑労働者實行委員「メモリアルホール」に於て労働組合會議 總協議會と協

議す

王の布告に依り緊急状態宣言さる

午後二時 労働組合會議總協議會再開さる

「労働組合會議の代表者が炭坑労働者に受諾をすゝめ得べき協定豫め整はざる
ときは」次の月曜の夜半より一般罷業を開始すとの決定公にさる

午後三時三十分 労働組合會議開會

總罷業開始の決定公告裏書さる

「ラムセイ マクドナルド」氏「アーサー ヘンダアソン」氏「ジョイ エツチ

トーマス」氏出席

労働組合會議秘書は労働組合會議の實行委員會並に炭坑労働者組合は此爭議の
指導を労働組合會議總協議會に委することに決定したり従ひて之に關係する總
べての交渉は總協議會之行ふべき旨を總理大臣に通告したり

五月二日 日曜

政府と労働組合會議總協議會との間に交渉を行ふ

労働組合會議總協議會總罷業を開始する理由を説述したる宣言書を出す

五月三日 月曜

午前一時—五時 交渉破裂したる旨公文にて發表さる

下院に於て首相は交渉の顛末に付き詳細なる説明をなす「ラムセイ」 「マクド
ナルド」氏「ロイド ショーシ」氏も演説す

五月四日 火曜

「オクスフォード」卿「アスキス」氏上院に於て演説す

五月五日 水曜

「ブリテイッシュ」ガゼット「第一號此朝出版さる

「ブリテイッシュ」ウオーカー「第一號午後出版さる

一九二〇年の「エマーシエンシイ パワース アクト」に依る規定下院に於て討
議さる 内務大臣 「アーサー ヘンダーソン」氏 「ロイド ショーシ」氏演説
す

五月六日 木曜

「エマーシエンシイ パワース」再び下院に於て討議さる 「サー ションサイ
モン」第一の演説をなす

五月七日 金曜

寺院代表者「カンタベリー」の僧正を通じて宣言書を發す 其の宣言書は翌日の「タイムズ」紙にて公にさる

五月八日 土曜

「サー ハーバート サミューエル」氏が労働組合總協議會となしたる非公式交渉に關して同氏と「サー アーサー ステイルメートランド」氏との間に文通あり(一九二六年五月十四日の「タイムズ」紙に發表さる)
首相國民に對し「メッセージ」を「ラヂオ」にて發す

五月九日 日曜

前夜首相の發したる「ラヂオ」の「メッセージ」に對する答辯「ブリテツシユウオーカー」紙上に掲載さる
「ジエイ エツチ トーマス」氏「ハンマー スミス」にて演説す

五月十日 月曜

「ロイド ショージ」氏は下院に於て「カンタベリー」僧正の發したる宣言書は「タイムズ」に發表されたれども「ブリテイツシユ ガゼット」には掲載されず政府は之を「ラヂオ」にて告知することを拒絶したる事實に注意を喚起したり

五月十一日 火曜
「サーヘンリー スレッツサー」氏は下院に於ける演説に於て「サー ジョンサイモン」の第一演説に答ふ

五月十二日 水曜
水夫 火夫國民組合の事件に付き「アスツベリイ」判事判決を下す
下院に於て「サー ション サイモン」「サー ヘンリー スレッツサー」氏の演説に答ふ

五月十三日 木曜
午前 中「サー ハアバート サミューエル」氏は労働組合會議總協議會に對し炭坑業に關する覺書を送る

労働組合會議總協議會は「ダウニング ストリート」を訪ひ首相に「總罷業は本日終了されつゝある」旨を告ぐ
下院に於て首領簡單なる演説をなす
「ラムセイ マクドナルド」氏「ジエイ エツチ トーマス」氏「ロイド ショージ」氏短かき演説をなす

五月十三日

木曜

五月十四日 下院に於て首相「ラムセイ マクドナルド」氏 ジエイエツチ トーマス」氏「ロイド」氏演説す

「ブリテイッシュ カセット」發刊を廢す

五月十四日 金 曜

首相下院に於て短かき演説をなし 乗合馬車 電車 地下線に於ては明日より再び就業すること並に鐵道労働者と鐵道會社間の協定も間もなく成立すべきことを告ぐ

首相尙ほ附言して曰く

「炭坑に關しては吾人大に努力したり余は全く兩當事者のみにては協定成立し得べき可能性なしとの決論に達したり

故に余は協定に對し合理的にして公平なる基礎となるべしと思料する案を作成したり

此案は週末に於て考慮さるゝ爲の次の時間内に兩當事者に交附さるべし」と

署名されたる鐵道協定次の如し

一 罷業したる鐵道會社の従業員は交通の需用あり仕事の見出し得ること共に

五月十四日 土 曜 直ちに復業せしむべし

復職に際し遵守すべき原則は各停車場、駐屯所又は事務所に於て古參者を先とすべし

二 労働組合は罷業を開始したることに依りて會社に對し不當の行爲をなしたることを承認し會社は復職によりて、罷業者及び其の他の責任者に對して罷業より生ずる損害を請求する法律上の權利を放棄せざることに同意す

三 労働組合は次の責任を負擔す

(A) 豫め會社と交渉することなくして再び組合員に罷業を指示せざること

(B) 凡そ權利なき行爲をなす組合員に對して如何なる種類の援助をも與へざるること

(C) 特別の階級にある監督者たる従業員に對しては如何なる罷業に付ても之に關與すべき獎勵を與へざること

四 會社は罷業の結果として或る人々を轉任せしむる必要あるやも知れず然れども此人々の給料又は賃金は減額せざるべき旨を告げたり

各會社は一週間内に轉任せしめんとする人々の氏名を労働組合に通知し且つ

各人に對し 總支配人に自己の立場を説明すべき辯護人を得るの機會を與ふべし

五 此協定は暴行又は脅迫を犯したる者には適用せず
(署名) 總支配人會議の爲めに

フエリックス ジエイ シイ ボール

エツチ ビー バーゲス

エツチ エイ ウオーカー

アール エル ウエツチウッド

アール エツチ セルビー

鐵道員組合の爲めに

ジエイ エツチ トーマス

シイテイ クラムプ (鐵道員國民組合)

ジエイ プロムレイ (機關技師及火夫聯合組合)

エイジイ ウォークデン (鐵道事務員聯合)

五月十五日 土曜

運送並一般労働者組合と「ロンドン」港雇主との間に次の協定署名さる

一 「ロンドン」港の雇主は國民協定の條項に依り労働者を再備すべし
労働組合は國民協定に違背したることを自認す

二 労働者は明日平常の就業場に仕事に従事する爲め出頭すべし

三 雇主は仕事を供し得るだけの人数を採用すべし

四 監督者たる労働者たるを問はず永久の性質を有する人々は復業と共に
従前の地位に復職せしむ

五 労働組合は次の責任を負担す

(A) 將來如何なる理由に依るも國民協定の和解機關を極度まで利用せずして
全國的 部分的 地方的の孰れたるを問はず罷業をなすことを組合員に
指示せざること

(B) 前項に違反する單獨行爲をなすべく組合員を援助又は獎勵せざること
(C) 將來争議ある場合に罷業行爲をなすべく特定の階級にある者(今後別に
規定す)を動かさんとする企てを避くるやう組合員に訓示すべきこと

六 一般復業の後は罷業の際支拂期にありたる未拂金を労働者に支拂ふべし

七 一九二四年二月二十八日の仲仕業者の協定は仲仕業者に關しては之を保
持し本協定に依り之を補充す

一九二六年五月十五日

(署名)

ロンドン港雇主の爲めに

エフ シー アレン

ジョー グリンリング ハリス

運送一般労働者組合の爲めに

アーネス ベグイン

ハリイ ゴスリング

エフトムソン

エスクリフ

デイダブルユー ミルフオード

仲仕業者の爲めに

ジエイ ビールアーク

五月十七日 月曜

「ブリテッシュユウオーカー」發刊を廢す

五月二十日 木曜

「クレッタハートン」に於て第三の演説をなす

五月十日 日 曜

昭和二十二年一月廿五日

昭和二十二年一月廿五日印刷
昭和二十二年二月一日發行

非賣品
代勝寫

大阪市役所社會部調查課

印刷者 大阪市此花區大船町一丁目一四〇
中井 藤藏
印刷所 大阪此花區大船町一丁目一四〇
大阪進光堂
電話土一二〇番

14.5

27

終